

令和6年度 市民税・県民税申告書

申告期限は3月15日です。

射水市長 াতে	現住所			整理番号		
	1月1日現在の住所	同上	射水市	業種又は職業		
	フリガナ			電話番号		
	氏名			生年月日	世帯主の氏名	続柄
提出	年 月 日			大・昭 平・令		
個人番号			行政区	世帯コード	宛名コード	

※「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

13 社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料		円
	国保・後期高齢・健保				
	建設保険・介護保険				
	国民年金・他()				
合計					
15 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計		円
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計		円
	介護医療保険料の計				円
16 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損保料の計		円
17~19 寡婦、ひとり親控除、勤労学生控除	17 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還		18 <input type="checkbox"/> ひとり親控除		19 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)
	氏名		障害の程度	身・精・療 級度	
20 障害者控除	氏名		障害の程度	身・精・療 級度	
21~22 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者	配偶者の氏名		生年月日	大昭・平	
	個人番号		配偶者の合計所得金額	円	
23 扶養控除	氏名		生年月日	同居/別居の区分	続柄
	個人番号		大昭・平	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	控除額
	個人番号		大昭・平	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	万円
	個人番号		大昭・平	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	氏名		生年月日	同居/別居の区分	控除額
	個人番号		平・令	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
	個人番号		平・令	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	
	個人番号		平・令	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	

別居の扶養親族等がある場合は、裏面「12」に氏名及び住所を記入してください。

扶養控除額の合計

26 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	円	円
27 医療費控除	支払った医療費等	円	円
	セルフメディケーション税制	保険金などで補てんされる金額	

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円	
		農業	イ		
		不動産	ウ		
		利子	エ		
		配当	オ		
		給与	カ		
	雑		公的年金等	キ	
			業務	ク	
			その他	ケ	
	総合譲渡		短期	コ	
			長期	サ	
	一時	シ			
2 所得金額	事業	営業等	①		
		農業	②		
		不動産	③		
		利子	④		
		配当	⑤		
		給与	⑥		
	雑		公的年金等	⑦	
			業務	⑧	
			その他	⑨	
		合計	⑩		
		総合譲渡・一時	⑪		
		合計	⑫		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬			
	小規模企業共済等掛金控除	⑭			
	生命保険料控除	⑮			
	地震保険料控除	⑯			
	寡婦、ひとり親控除	⑰~⑱			
	勤労学生、障害者控除	⑲~⑳			
	配偶者(特別)控除	㉑~㉒			
	扶養控除	㉓			
	基礎控除	㉔			
	⑬から㉔までの計	㉕			
雑損控除	㉖				
医療費控除	㉗				
合計	㉘				

セルフメディケーション税制を選択される場合には「医療費控除(㉗)」欄の「㉗」を丸で囲んでください。
 分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」を合わせて提出してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差し引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

